

移動等円滑化取組計画書

2026年5月26日

住 所 石川県金沢市高柳町九の1番地1

事業者名 IRいしかわ鉄道株式会社

代表者名 代表取締役社長 内田 滋一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

移動の円滑化を促進するために、県内全線での設備の維持管理や地元自治体からの協議等に応じて必要なバリアフリー設備の整備を推進する。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ・乗務員や駅係員等への旅客支援に関する教育・訓練も継続して実施する。
- ・ホームページや各駅におけるバリアフリー情報の提供

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・ 駅施設・車両の点検・更新	・ 施設や設備の適切な維持管理に努める。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・ 文字による情報提供	・ 聴覚に障害のあるお客様に対し、列車の遅延等の運行情報を文字により案内するため、駅頭においてリアルタイムの運行情報を案内するシステムを構築し、各駅にはモニターを設置して運行情報を表示する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・ 駅での支援体制の充実	・ 管内の無人駅等（16駅）に駅係員等を派遣し、見守りや必要に応じてお困りのお客様への誘導案内等を実施する。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・ インターネットでの情報提供 ・ 文字による情報提供 ・ 自動放送を活用した情報提供	・ 駅、列車の利用方法や、乗降介助の申し込みのご連絡先、駅のバリアフリー設備等についてホームページに掲載する。 ・ 当社ホームページ及び各駅にて列車の運行状況や遅延等の運行情報をリアルタイムで提供する。 ・ 自動放送(多言語)を活用し、行先等の旅客案内を実施する。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・ 乗務員・駅係員の訓練	・ 車いす等の介助が必要なお客様への対応についての訓練を実施する。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・ 駅や車内での広報、啓発活動	・ 国や地方自治体が実施する啓発キャンペーン等のほか、ポスター等を駅や車内に掲出するとともに、駅頭・車内放送により、マナー啓発を行う。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・ メールや電話等で寄せられる利用者のご要望やご意見を社内で共有し、改善に活用する。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
・ 乗降介助 ・ 券売機	・ 車いすのお客様の乗降介助のため、介助要員を確保するとともに、乗降介助をよりスムーズにするために各駅に持ち運び型の乗降用スロープの配備を検討する。 ・ 車いすのお客様からご利用前にご連絡を頂いた場合に、利用する駅・時間に介助要員を派遣し、円滑な乗降を支援する。（ご連絡がご利用の直前となった場合も可能な限り迅速に対応する） ・ 音声機能を備えた券売機の設置について修正	・ 各駅に配置済のため記載を削除 ・ 手配体制の仕組みを整えたため、記載を削除 ・ 各駅に配置済のため記載を削除

V 計画書の公表方法

弊社ホームページで公表する。

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。